

## 第6波の影響を受けた事業者への事業継続支援について

- ◇飯田市では、これ以上感染を拡大させないため『感染のリンク遮断』を目的として、外出行動の抑制を強く要請しており、飲食店をはじめとする事業者に大きな影響を与えています。
- ◇まず、影響を大きく受けている飲食店等に対し、長野県の「第6波対応者支援交付金」を活用し、速やかに定額の給付金を給付し事業継続を支援します。
- ◇その後、国の事業復活支援金を受給しているなど、第6波による大きな影響を受けている飲食業以外の業種の事業者を対象として、定額の給付金を給付し事業継続を支援します。

### 『飲食店等事業継続支援金事業』

第6波の行動抑制による大きな影響を受けている飲食店等に対して定額の給付金を給付する

●対象事業者

飲食店営業許可を取得し、市内で飲食店等※1を経営する事業者（店舗ごと）で、事業継続の意思があり、以下のすべての要件を満たす中小企業者等

- ① 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿って、感染対策の徹底を図っていること
- ② 市税の滞納をしていない事業者（各種制度により認められた納税猶予は滞納にあたりません。）

※1 対象業種：飲食業、宿泊業等

●給付金額 1店舗あたり 10万円

●受付期間 令和4年2月上旬から2月28日まで

### 『第6波対応事業継続支援金事業』

第6波による大きな影響を受けた業種を対象を絞り、定額の給付金を給付する（飲食店等事業継続支援金の対象事業者は除く）

●対象事業者

第6波の到来に伴う行動抑制の大きな影響を受けた業種※2の事業者で、事業継続の意思があり、以下のすべての要件を満たす市内の中小企業者等

- ① 第6波の影響を受けて売上が大きく減少していること
- ② 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿って、感染対策の徹底を図っていること
- ③ 市税の滞納をしていない事業者（各種制度により認められた納税猶予は滞納にあたりません。）

※2 対象業種：飲食料品卸売業、飲食料品小売業、旅行業、道路旅客運送業、食料品製造業、洗濯業、教養・技能教授業等

●給付金額 1店舗あたり 10万円

●受付期間 令和4年3月上旬から7月31日まで

予算額 111,525,000円

01 人件費	1,064,000円	会計年度任用職員1人 × 6か月
10 需用費	80,000円	封筒、コピー用紙等
11 役務費	381,000円	郵送料 181,000円 新聞広告 200,000円
18 負担金補助金及び交付金	110,000,000円	飲食店等事業継続支援金 900件 × 10万円 第6波対応事業継続支援金 200件 × 10万円